

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年4月12日 15時30分ごろ
発生場所	長崎県諫早市諫早湾干拓堤防道路北部排水門付近 小長井港南防波堤灯台から真方位222° 2.4海里付近 (概位 北緯32° 53.8′ 東経130° 09.7′)
事故の概要	作業船第二十八島海丸は、航行中、潜堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年10月4日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第二十八島海丸、4.7トン
船舶番号、船舶所有者等	292-34768長崎、株式会社島海建設
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵軸、プロペラシャフト及びプロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、魚群探知機兼GPSプロッターを作動させ、諫早湾干拓堤防道路北部排水門北方沖に西北西方から東南東方向に並列で築造された2つの潜堤（以下、東側の潜堤を「本件東側潜堤」、西側の潜堤を「本件西側潜堤」という。）に設置された灯浮標のアンカーチェーンの交換作業を終え、本件東側潜堤の北方沖から本件西側潜堤の南西方にある係留場所に向かった。</p> <p>本船は、本件東側潜堤の西北西端の西方付近から、本件西側潜堤の東南東端の東方沖に向かうように南南東進中、本件西側潜堤の東南東端に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.8mであった。</p> <p>船長は、本件東側潜堤及び本件西側潜堤の存在を知っており、ふだん本件東側潜堤の東方を大回りするように航行していたが、本事故当時、係留場所へ戻るには本件東側潜堤と本件西側潜堤の間を通った方が近道になると考え、その位置を正確に把握していなかったが、本船より小型の地元漁船などが両潜堤間を通っているのを見たことがあったので、魚群探知機の画面で水深を見ながら航行した。</p>
分析	本船は、南南東進中、船長が、本件西側潜堤の正確な位置を把握していない状況下、近道になると思い、本件東側潜堤と本件西側潜堤との間を航行しようとしたことから、本件西側潜堤の東南東端に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南南東進中、船長が、本件西側潜堤の正確な位置

	<p>を把握していない状況下、近道になると思い、本件東側潜堤と本件西側潜堤との間を航行しようとしたため、本件西側潜堤の東南東端に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船舶所有会社は、本事故後、所有する船舶の乗組員に本件東側潜堤と本件西側潜堤との間を通らないよう指示した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・海底の状況を把握していない海域を航行しないこと。